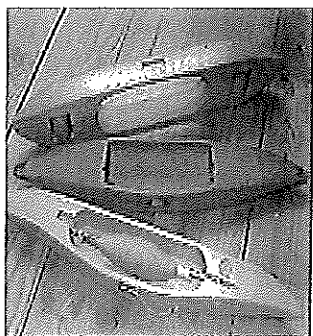


丹後絹織物業最低工賃

委託者・家内労働者の皆様、
丹後絹織物業最低工賃が改正されます。

京都労働局



京都府丹後地区(※1)において絹織物に係る織布の業務に従事する家内労働者(※2)に適用される最低工賃が平成26年10月1日より改正されます。

改正されるのは、①対象品目、②織機・品目の規格、③最低工賃額です。

詳細は、次ページ以降に記載していますが、委託者(代行店を含む)及び家内労働者の皆様におかれては、今回の改正内容をよくご理解いただき、最低工賃額以上の支払いを行っていただきますようお願いいたします。



【問い合わせ先】

京都労働局 労働基準部 賃金室

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上る金吹町 451

電話 075-241-3215 FAX 075-241-3222

出典：京都労働局労働基準部賃金室より倉林明子事務所作成

平成26年10月から適用される最低工賃

京都府絹織物業最低工賃

※1 適用される地域

京都府のうち京丹後市、宮津市、舞鶴市、福知山市、綾部市、与謝郡の地域が該当します。

※2 家内労働者とは

材料（糸など）の提供を受け、その材料の加工を行う事業者であって、家族以外を労働者として使用していない者

改正後の最低工賃の内容

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^{こし}越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格	金額
	織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後染	正絹無地ちりめん(平織)	小幅力織機	36センチメートル以上のもの	250円
	正絹紋織物(もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。)			340円
正絹着尺	600円			
先染	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機(両八丁以下)	ドビー又はジャカード	1,586円
		小幅力織機(両十丁以上)		2,000円

改正理由・内容等については、最終ページをご覧ください。

現在の最低工賃(平成26年10月1日以降は適用されません)

京都府丹後地区絹・人絹・毛織物業最低工賃

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^{こし}越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又はよこ緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	小幅力織機	900口	一反が670グラム以上のもの	36センチメートルのもの	204円	
					正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及びひとこし正絹一越ちりめんに限る。)	294円
					正絹紋りんずちりめん	327円
					正絹銀無地ちりめん	339円
先 染	小幅力織機	400口	6.06ミリメートルのよこ間に緯糸が22本以上のもの		402円	
					正絹着尺	368円
帯 染	小幅力織機 (両六丁)	400口以上	3.03センチメートルのよこ間に緯糸が60本以上のもの		1,061円	
					小幅力織機 (両八丁)	1,188円
					小幅力織機 (両十丁)	1,398円
					小幅力織機 (両十二丁)	1,498円

4 効力発生の日 平成13年11月22日

最低工賃の改正内容について

1 対象品目の見直し

(1) 後染関係

- ① 現行の後染織物の「正絹無地ちりめん」について、「正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る」という限定書きを削除します。
- ② 現行の「正絹紋りんずちりめん」、「正絹銀無地ちりめん」、「正絹紋意匠ちりめん」を統合して「正絹紋織物」とし、無地織物以外の絹織物を包括した品目設定とします。

(2) 先染関係

現行の正絹コート地の品目を廃止し、正絹着尺に包括します。

2 織機の規格の見直し

- (1) 先染の帯について、現行、織機(小幅力織機)の規格を杼箱の能力別に、両六丁、両八丁、両十丁、両十二丁の4種類に区分して最低工賃を設定していますが、これを「両八丁以下」、「両十丁以上」の2区分に簡略化しました。
- (2) ジャカードについて、現行、無地ちりめん以外の品目については、それぞれを900口、400口などのように「仕口数」の規格を設定していますが、これを廃止し、代わりに織機の開口装置について、無地ちりめんは「タペット」、無地ちりめん以外の品目は「ドビー又はジャカード」として規格を設定します。

3 品目の規格の見直し

- (1) 現行、品目に応じて後染織物に設定されている「仕上げの重さ」、先染織物に設定されている「緯糸(よこいと)の本数」の規格を廃止します。
- (2) 帯を除く品目の「仕上げ幅」については、現行、「36センチメートルもの」という規格が設けられていますが、これを生産されている品目の実情に合わせて「36センチメートル以上のもの」に変更します。

4 最低工賃額の引上げ

家内労働者の高齢化や後継者不足のため、丹後産地では出機(賃機)の廃業が相次いでいます。これらの状況に鑑み、最低工賃引上げ等の環境改善が必要であるとの観点から、平成13年度に決定された最低工賃額を見直した結果、後染織物で平均14.4%、先染織物で平均45.0%、全体(改正される全5品目)の平均で32.7%最低工賃額を引上げました。